

<寄与分を定める処分調停（審判）を申し立てる方へ>

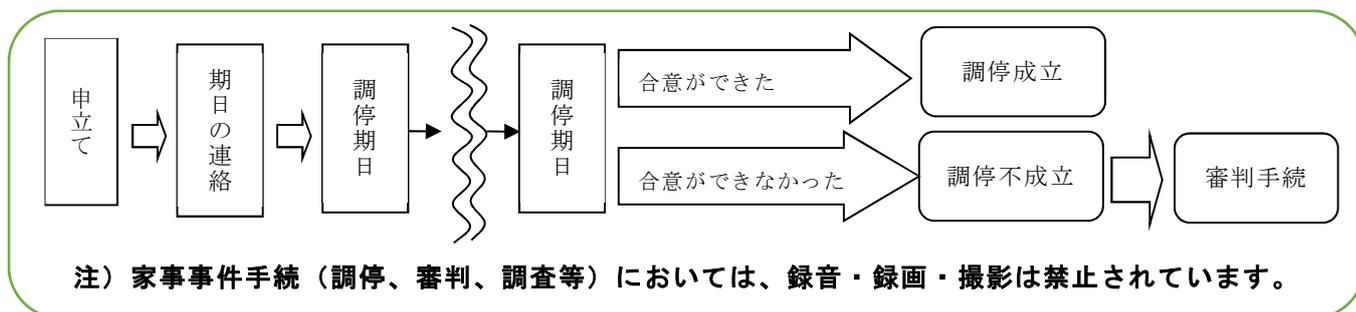
1 概要

遺産分割に当たって、共同相続人のうち被相続人の財産の維持又は増加について特別に寄与した者は、法定相続分の他に寄与分を求めることができます。相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには、家庭裁判所の手続を利用することができます。

調停手続では、調停委員会が中立の立場で事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいた上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話し合いが進められます。ただし、被相続人について遺産分割調停が既に申し立てられている場合には、寄与分を定める処分の調停申立てがなくても、遺産分割調停の中で寄与分の主張をしていただければ、その主張は話し合いの対象となります（これに対し、被相続人について遺産分割審判が係属している場合には、寄与分を定める処分審判の申立てが必要となります。）。

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね1時間45分程度です。調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者全員に同時に調停室に入っただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。



注）家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続（遺産分割審判が係属している場合には、寄与分を定める処分審判と併合して行われます。）が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

なお、審判を申し立てた場合でも、調停手続から始めることがあります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立人1人につき1200円
- 郵便切手：1022円（100円×2枚、84円×8枚、10円×14枚、2円×5枚）

ただし、郵便切手については、被相続人についてあなたが申し立てた遺産分割調停が係属しているときには、別途納付する必要はありません。

3 申立て時の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

ア 次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用と相手方用（人数分）の提出が必要です。このほか申立人用の控えを作成し、手元に残してください。

（令6.4 東京家）

イ 被相続人について遺産分割調停が係属していないときには、次の書類を提出していただきます。

- 送達場所等届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本（全部事項証明書）

(ア) 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(イ) 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

(ア)で必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(ウ) 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

(ア)、(イ)のいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

- 被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）
- 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍附票（又は住民票）

※ 3か月以内に発行されたもの

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「**申立書や答弁書の「住所」の記載について**」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

(2) 提出方法

・調停（審判）では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通及び他の当事者用のコピー（他の当事者が複数の場合には人数分）を提出するとともに、調停（審判）期日にはご自身用の控えを持参してください。

4 申立先

被相続人について遺産分割調停・審判事件が既に係属している場合は、その事件が係属している家庭裁判所に対してのみ申し立てることができます。

遺産分割調停・審判事件がまだ係属していない場合には、調停の場合には相手方の住所地、審判の場合には相続開始地(被相続人の最後の住所地)を管轄する家庭裁判所、又は相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧・謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧・謄写申請があったときは、許可されます。

